

名古屋市教育委員会定例会

令和 2 年 3 月 26 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- | | | |
|-------|----------------|--|
| 日程 1 | 請願第 9 号、第 10 号 | 請願審査について |
| 日程 2 | 第 51 号議案 | 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について |
| 日程 3 | 第 52 号議案 | 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 4 | 第 53 号議案 | 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 5 | 第 54 号議案 | 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 6 | 第 55 号議案 | 教育長等専決規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 7 | 第 56 号議案 | 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 8 | 第 57 号議案 | 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 9 | 第 58 号議案 | 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 10 | 第 59 号議案 | 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について |
| 日程 11 | 第 60 号議案 | 名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 12 | 第 61 号議案 | 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について |
| 日程 13 | 第 63 号議案 | 令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について |
| 日程 14 | 第 62 号議案 | 名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について |

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

小 嶋 雅 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 26 名 ※傍聴者 3 名

(鈴木教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

まず、本日の議事についてですが、新たに第 63 号議案「令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について」を追加させていただきたく存じます。それに伴い、審議の順番を入れ替え、日程第 14 第 63 号議案「令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について」を日程第 13 とし、以降の日程を繰り下げたいと思います。

変更後の議事日程第 14「名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても日程第 14 については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（鈴木教育長）

ではこれより、日程第 1「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（鈴木教育長）

それでは、請願第 9 号及び第 10 号の陳述人の方は、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5 分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をはじめてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

（鈴木教育長）

以上で、口頭陳述を終了します。

陳述人は席へお戻りください。両請願は同じ方からの請願となりますので、一括して議

題といたします。まずは事務局からの説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第1「請願審査」についてですが、2件の請願、どちらも教科書採択に関するものであることから一括してご説明させていただきます。

請願項目は、「来る7月の教科書採択に際して、育鵬社の「公民」教科書の採択を求めるもの」でございます。

令和3年度使用中学校教科書社会公民的分野につきましては、教科書目録に掲載されたものから、教育委員会での審議を経て採択される予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようです。

では、両請願の取扱いについてであります。教科書の採択につきましては、今後、教科書目録に掲載されたものの中から議論をして決定するものでございますので、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

では、次に令和2年度の職員の勤務条件・服務に関する規則改正の議案として、日程第2第51号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」、日程第3第52号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」、の2件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第2第51号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等

に関する規則等の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、主に４点ございます。

１点目は、子ども応援室における主任指導主事の設置に係る改正でございます。子ども応援室に、新たに主任指導主事が設置されることとなりました。子ども応援室のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザーにつきましては、学校に勤務し、教職員と連携して生徒の支援等を行う必要があることから、教職員の勤務時間と同様の取扱いができるようにするため、勤務時間の特例等を定めておりました。

また、修学旅行等の宿泊を伴う業務に従事する場合の勤務時間の割振り等についても、子ども応援室長が別に定めることとする特例を定めておりました。

令和２年度から新たに設ける主任指導主事につきましても、他のスクールカウンセラー等と同様の勤務時間の特例等ができるよう、規定の整備を行うものでございます。

２点目は、高等学校のスクールカウンセラーに関するものでございます。市立中央高等学校昼間定時制課程に勤務するスクールカウンセラーの所属先が、指導室から子ども応援室に変更されるため、規定の整備を行うものでございます。

３点目は、早出遅出勤務の導入に伴う改正でございます。午前８時４５分からの勤務を原則とし、土日を週休日とする職員のうち、子の養育や介護等の一定の事由に該当する職員につきましては、早出遅出勤務を可能とするものでございます。早出遅出勤務を行う場合の要件や勤務の時間については、人事委員会規則で定められるところですが、休憩時間の時限につきましては、各任命権者で定めることとされているため、所要の改正を行うものでございます。

４点目は、再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等に関するものでございます。条例や人事委員会規則により、再任用短時間勤務職員の勤務時間等は８時４５分から６時間、週休日は土日を原則としておりますが、業務の性質上その原則によることができない場合は、任命権者で特例等を定めることとされているため、該当する再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等を定めるものです。具体的には、議案（３）アからエまでに掲げた規則に加えて、議案裏面（４）アからカまでに掲げる公所の処務規則を改正いたします。

施行期日は、令和２年４月１日でございます。

日程第３第５２号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は、主に３点ございます。

１点目は、学校情報化支援部に主査を設置等するものでございます。

１人１台の学習者用タブレットの導入に向けた調査・検討等にあたるＩＣＴ環境整備推進担当主査を設置することとし、その分担事項を定める等するものでございます。

なお、この主査は、指導室の個別最適化された学びの推進を担当する主査が兼務します。

2 点目は、先ほどご説明いたしました、早出遅出勤務の導入に伴う改正でございます。

3 点目につきましても、先ほどご説明いたしました、再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等に関するものでございますので、詳しい説明は省略させていただきます。

以上 2 件につきまして、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 2 第 51 号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」及び日程第 3 第 52 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」、につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴う規則改正の議案として、日程第 4 第 53 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」、日程第 5 第 54 号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」、日程第 6 第 55 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」、の 3 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第 4 第 53 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

従来、教育委員会が区長へ委任して行っていました、スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業の実施に関することについて、教育委員会の権限から市長の権限に移管することから、この規則における関係規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

日程第 5 第 54 号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理執行することに伴い、団体や個人の表彰の対象となる者の規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

日程第 6 第 55 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

改正の内容は、大きく 2 点ございます。

1 点目は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行、具体的には、スポーツ市民局長が行うことになる中学校施設のスポーツ開放に関しまして、この規則における関係規定を整理するものでございます。

2 点目は、現在、教育委員会の附属機関であるスポーツ推進審議会及び瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会が、スポーツ市民局に移管され、市長の附属機関となることから、当該審議会の委員の委嘱については教育委員会の議決事項から除外するため、規定の整理を行うものでございます。

また、あわせて、請願についての規定を整理するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 4 第 53 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」から日程第 6 第 55 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」までにつきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 7 第 56 号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案につ

いて」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第7第56号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

これは、会議の円滑な進行のため、教育委員会に対して提出される請願に関する規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

確認をしておきたいと思います。改正内容のところに特に必要があると認められる場合と書いてあるのですが、ちょっと読み切れていないところがあるかもしれないですが、特に必要となる場合とはどのような整理になるのですか。

(鈴木教育長)

どういうものを特に必要があると判断するか、ということですね。

(樋口総務課長)

もともと請願の中でも、この教育委員会会議で審議をするというものと、事務局の方で処理をしていくというものがございました。それで、このままの文章でいきますと、会議にかけるもの以外でも口頭陳述の対象になる、というような思い違いをされる可能性があるということでございますので、今回このような表現で、会議をかけて審議をしていくものについて口頭陳述を認めていくということがわかるようにしたものでございます。

(小栗委員)

ちょっと基準が不明確で理解しかねるんですけども。

(樋口総務課長)

もともと提出される請願にも色々な案件があり、教育長の権限でもって決めていくことができるものと、会議に諮ってからしか決定ができないものとがございます。

そちらについては、今お付けしてはございませんが、専決の規定がございまして、そこ

で読み解くことができるようになっております。こちらの会議にかけることになったものについて、特に必要があると認められる場合にはという言葉で表現をし、こちらについては口頭陳述をできるようにした、ということでございます。

(鈴木教育長)

委員会に諮るまでもなく、事務局としてお答えができるような内容の場合には、担当課に引き継ぐというような対応をこれまでもしてきているということでございます。

しかし、この委員会で議題として諮るようなものについては、これも今までどおりですが、事務局が説明したとおり、口頭陳述ができるということを明確にしたものでございます。また、専決の事項については別途ご説明させていただければと思います。

(小栗委員)

はい、わかりました。

(鈴木教育長)

その他いかがでしょうか。

(船津委員)

これは今までもそうしていただいていたものが、今までの現行のものだと全般について教育長が専決できないように解釈されてしまうことがあるため、文言を整理するということですよね。

(樋口総務課長)

今おっしゃっていただいたことと口頭陳述も含め、すべてができるというようなことで、今までもそういうことをしていなかったことが文言上の規定がいけなかったかなということで、整備させていただくものでございます。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第7第56号議案「名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、学則の改正の議案として、日程第 8 第 57 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 9 第 58 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 10 第 59 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」の 3 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第 8 第 57 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は、授業料の納付方法等に関するものでございます。

高等学校の授業料の納付時期について、就学支援金認定の決定まで支払いを猶予し、決定後支払いができるようにする等のため、授業料の納付の時期等を変更するものでございます。

就学支援金については、令和 2 年度からマイナンバーを活用した認定手続きが導入されることとなり、その手続きの期間が必要となります。

そのため、申請を受ける 4 月と 7 月からそれぞれの数か月間は納付を猶予する必要が生じたので、議案 (1) の表のとおり、支払時期を後ろ倒しするものでございます。

なお、口座振替等を行う都合上、年度後半も 3 か月単位のまとめ払いとするよう変更しております。

2 点目は、北高等学校、緑高等学校及び若宮商業高等学校の生徒定員を、募集人数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴いまして、変更するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

日程第 9 第 58 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

南養護学校及び天白養護学校の高等部普通科の生徒定員につきまして、募集する学級数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴い、変更するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

日程第 10 第 59 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

改正の内容は主に 2 点ございます。

1 点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、報徳幼稚園及びはとり幼稚園の園児定員

及び学級数を変更するものでございます。

2点目は、市立幼稚園における預かり保育の実施時間を拡充するものでございます。

大高幼稚園はじめ7園における預かり保育の実施時間につきまして、これまで6時間までであったものを、8時間までに拡充するものでございます。

これにより、全ての市立幼稚園で8時間まで預かり保育を実施できることとなります。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上3件につきまして、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第8第57号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」から日程第10第59号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」までにつきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第11第60号議案「名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第11第60号議案「名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

これは、中学校学習指導要領における保健体育の節で「格技」から「武道」に用語が改められていることから、規則上、「格技場」となっている表記を「武道場」に改めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 11 第 60 号議案「名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 12 第 61 号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口総務課長)

日程第 12 第 61 号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」ご説明いたします。

3 月 6 日の教育委員会臨時会においてご意見をお伺いいたしました「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する条例」の制定につきましては、2 月市会で議決されたところでございます。

本条例の成立や、文部科学省から教育職員の正規の時間外の在校等時間を教育委員会規則等で定めるよう指針が示されていることを踏まえ、時間外の在校等時間の上限方針を規則で定めるものです。

具体的な数値といたしましては、文部科学省からの指針や、第 3 期教育振興基本計画の目標を踏まえ、時間外の在校等時間を原則月 45 時間、年 360 時間とし、この時間を超えないよう教育職員の業務量の適切な管理を行ってまいります。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

これは厳しい時間制限になっていくかと思うのですが、現状はどうなっているのかということと、どのようにしてこれを解決していくのか、それともいけないのかというところをお聞かせいただければと思います。

(橋本教職員課長)

現状ですね、1 か月あたりの時間につきましては平均ですと、45 時間を下回る数字になってございますが、ただ個々に申しますと、その時間を超えている者がかなりの数にいるという状況でございます。

こちらのほうの解消に向け、これまで業務改善、そして職員の働き方に関わる意識改革の両輪をもって進めてきているところでございますが、まだ道半ばでございまして、こちらに掲げた目標、私どもが掲げてございます教育振興基本計画では令和 5 年にそのようなものをゼロにという目標を掲げているのですが、なかなかこれを達成するための特効薬も無いという状況で様々な施策を講じながら、これに迫っていきたいと考えているところでございます。

(小栗委員)

今、学校の教師の人気のことがあったりとか、募集数の問題とか、言葉は不適切かもしれませんが、一般的な言葉を使うとブラックということを言われることもあったりとか。

ここで考えていくときに文部科学省がどう言っているのかは把握していないのですが、ちょうどこういった時期で、テレワークとか学校の先生も I C Tが進んでいくとおそらく学校に滞在する時間だけではなくて、ケースによってはネット上で色々なことをやって、結果的に在宅というようなことも考えていかなければいけない時期も来るかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

(橋本教職員課長)

今テレワークの活用というようなお考えを聞かせていただきました。

教員の職務の中心的なものはやはり子どもを相手にして、子どもを目の前にした指導というものが中心となってくると考えますと、自宅に持ち帰っての仕事というよりはいかに子どもを前にした仕事ができる状態を作っていくか、子どもに向き合う時間をいかに確保していくかというところが大切になってくると考えております。

自宅に戻っての仕事、テレワークという手法も十分に考えていくべきかと思いますが、

まずは教師が子どもと向き合うそういう時間を十分作るための業務の改善、それから授業への対応の仕方といったような部分の工夫が大切になってくるかと考えております。

(小栗委員)

おっしゃるとおりかと思うのですが、向き合う時間と、私が教師ではないのでよくわからないところがあるかもしれませんが、例えば、採点とか事務処理とかっていうことも比較あるのではないかと想定します。そうすると向き合う時間ももちろん確保しなければいけないのですが、そういった向き合わなくても良い時間については是非検討していくべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

(橋本教職員課長)

私どもが今般ださせていただいた、時間外在校時間に関する考え方は、まずは学校に出勤し、そして学校を退勤するという時間をもとに時間外の在校等時間というものを考えてございます。その中にテレワークという考え方を入れていく中での整理は今後必要かと考えておりますので、貴重なご意見として聞かせていただきたいと思います。

(小栗委員)

おっしゃるとおりで、目標値があって現状のお話もお聞きしましたが、かなり大きな意識改革をすることが大事ではないかと思いましたので、ちょっとこういった質問させていただきました。

(鈴木教育長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(鈴木教育長)

他にご意見もないようですので、日程第 12 第 61 号議案「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(鈴木教育長)

次に、日程第 13 第 63 号議案「令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(加賀指導室長)

3 月 24 日に文部科学省より「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」の通知が示されました。これを受けて、今後、各学校（園）が教育活動を行うにあたって留意すべき事項を教育委員会においてとりまとめ、各学校（園）へ通知してまいりたいと考えております。新学期を迎えるに当たっては、新型コロナウイルス感染症に対して引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期してまいります。

それでは、お手元に配布している資料に沿って、令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について、その概要をご説明させていただきます。

「1 市立学校（園）の令和 2 年度当初の日程等」をご覧ください。入学（園）式、始業式については、お示ししている日程で実施をし、令和 2 年度の名古屋市立学校（園）における授業等の教育活動を始めてまいります。なお、教育委員会では、子どもたちの健康・安全を第一に考え、市立学校（園）の幼児児童生徒の感染が判明した場合は、当該生徒等が学校に最後に登校をした日の翌日から 14 日間、当該校を臨時休業といたします。また、生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、当該生徒等に対して出席停止の措置を取ります。

「2 学校（園）における感染症対策」では、文科省のガイドラインの主な感染症対策を挙げております。こうした対策を含め、より具体的な留意事項等をお示しした上で、各学校及び保護者に対して通知、案内をしてまいります。

「3 部活動及び学校給食・スクールランチ」については、感染症対策を講じた上で実施してまいります。

また、「4 学校施設の市民利用」は当面の間、実施いたしません。

「5 その他」ですが感染者に対する偏見や差別が生じないように、子ども応援委員会と連携し、生徒等の発達段階に応じた指導等を行ってまいります。

令和 2 年度当初における教育活動の概要をお示ししましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意をしつつ、名古屋の子どもたちに教育の機会を提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この方針につきましては、本日 9 時 15 分から開催されました名古屋市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市長はじめ関係各局による協議を経ておりますので、その旨もご報告させていただきます。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(小栗委員)

教師についてはマスクの着用の義務化は言語化されているのですか。

(加賀指導室長)

先ほど申し上げましたとおり文科省のガイドラインの感染症対策以上に具体的に明日にでも学校に通知をしてまいる予定でございますが、その中で教職員は必ずマスクを着用するようにということを盛り込んでおります。

(小栗委員)

言語化されるということですね。

(加賀指導室長)

はい。そのとおりです。

(船津委員)

学校が再開されて、子どもが学校に行って、教育活動を始めるといいますが、小中学校は子どもさんのお掃除されるのですか。清掃活動はそのままされていく形になるのか、お手洗いとかも清掃されるのでしたっけ。飛沫を飛ばさないとか言っているのに、ほこりをかぶって清掃をして、トイレとか結構菌がありそうなところを清掃することによる危険は無いのかどうか、ということが気になりました。

(加賀指導室長)

今ご指摘のとおり小中学校では基本的には児童生徒が中心となって、清掃活動を行っております。明日、学校の方に通知として教職員が児童生徒への指導の上で気をつけるようなこと、ということを出していく予定ですが、そちらの中で、例えば清掃中も必ず窓の開放をしながら換気をするとか、あるいは咳エチケット等、あるいは手洗い、というようなことを気を付けるべきこととして明記をして、清掃活動もやはり感染防止を心がけるといったことで進めていきたいと思っております。

(鎌田委員)

一点よろしいでしょうか。

トイレの蓋をしめて流すというような指導も一つあるかと思うのですが、それは今回特

に要らないのでしょうか。

(加賀指導室長)

なかなか細かいことまでは書ききれないということもございますけれども、各学校では衛生上のことも含めて通常はトイレでの用足しに関して、小学校 1 年生とかに指導を行っているところで、大きく感染予防の中でやっていくべきことかと考えております。

(小嶋委員)

質問というかコメントですが、コロナウイルスについて、糞便を介した感染の疑いがあるということは指摘されていますが、小中学校の児童・生徒による清掃を制限するまではないので、換気や手洗いを徹底するということで感染は防げるのではと思います。

また、糞便による感染はウイルスを持ったお子さんが登校してトイレを利用した場合に起こることなので、風邪症状・下痢症状がある症状のあるお子さんは登校を控えていただくことが最重要であると思います。

私が気になるのは、現在感染が判明した場合は出席停止となっていますが、それでは遅いので、少しでも感染の心配のあるお子さまは学校に来ないようにとはっきり伝える必要があると思います。保護者にはお子さんを学校に行かせる義務があるので、そのあたりをどういうふうに取り扱うのかが心配ですが、どのようにお考えでしょうか。

(加賀指導室長)

この間、子どもたちは学校に登校しておりませんので、今の段階では一斉メールでお知らせするという方法をとっております。その一斉メールの中でも、今後、学校を開くにあたり今のご指摘のような発熱のある場合だとか、あるいは風邪症状がある場合は来させないでください、ということを明記してございますし、新年度が始まったところで改めてもう少し詳しいものを保護者の方にお配りをする文面を今作っております、明日にも出していきたいと考えておりますが、そちらではもう少し具体的に発熱がどれくらいあったらとか、咳、のど等の痛みがあったときには登校はさせず自宅で休養をさせてください、といったことを繰り返しお伝えをしていきたいと考えております。

(小嶋委員)

その場合の出席、欠席の取り扱いはどのようなのですか。

(加賀室長)

この場合、風邪症状等においても出席停止ということで欠席にはならないといったことも保護者の方には併せて伝えながらやっていきたいと思っています。

(小嶋委員)

安心しました。よろしくお願いします。

(小栗委員)

ちょっと細かいことで申し訳ないですが、その場合は最長何日までとかっていうのはあるのでしょうか。

(加賀指導室長)

特に日数の上限はございません。

(小栗委員)

わかりました。

(鈴木教育長)

他によろしいでしょうか。

(鈴木教育長)

他に特にご意見もないようですので、日程第 13 第 63 号議案「令和 2 年度当初における市立学校（園）の教育活動について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第 14 についてですが、非公開としますので、傍聴人の方は退席をお願いします。

日程第 14 は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 45 分終了